

1 建築物

(6) 車いす使用者用 便房①

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。したがって、車いす使用者が利用できるスペースを確保した便房をわかりやすく、利用しやすい位置に設置することが必要です。

- 玄関ホール、廊下等のわかりやすい位置に車いす使用者等が利用可能な便房の位置及び経路を示す情報提供を行うとともに、一般の人も利用できるよう、一般便所と一体もしくは近くに設けることが望まれます。
- 便房に至る経路は、高齢者、障害者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児いすなどを備えた便房が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)

整備基準

【適用施設／建築物(共同住宅を除く。)]

●整備基準

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

- ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう**十分な床面積**^①が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車いす使用者用便房が設けられていること。
- イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、**内法を80cm以上**^②とすること。
- ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^③とすること。
- エ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ**^④とすること。
- オ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。
- カ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- キ 車いす使用者が円滑に利用できるよう**位置及び角度に配慮した鏡**^⑤が設けられていること。
- ク **車いす使用者用である旨**^⑥を見やすい方法で表示すること。

●基準の解説

- ① 必要な便器、手すり、機器等を配置し、原則として便房内で車いすが回転できるスペース(直径150cmの円)を確保できる広さです。
- ② 内法80cm以上とは、車いすが通過できる寸法です。
- ③ 引き戸及び自動引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は、便房内の動作を考慮して外開き戸とします。車いす使用者が通過しにくい重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。
- ④ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.163(床(路面)仕上げの目安)参照]
- ⑤ 車いす使用者が全身の身づくろいを確認できるように設置します。
- ⑥ 車いすでの使用の他、誰でもが使いやすいものである旨を表示します。[P.69参照]

さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

便 所

- 1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。
 - イ 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあつては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあつては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
 - ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ニ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

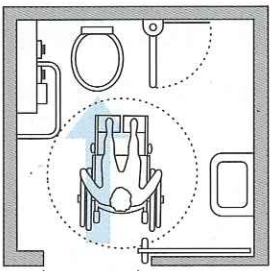
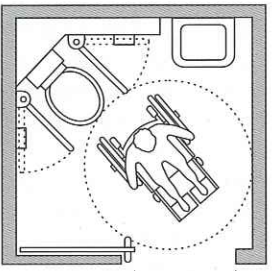
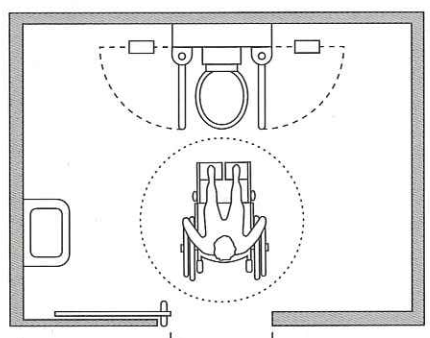
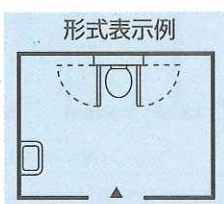
車いす使用者用便房のレイアウトプラン例

整備例	①男女別（手前）	②男女別（奥）
	●手すりの設置 ●80cm以上 ●80cm以上	●80cm以上 ●80cm以上
特色	▲ 2カ所以上設ける場合は片側型で、左右両方を設けることが望まれます。 ▲ 介助者が異性の場合を考慮して、出入口はできるだけ廊下に近い方に設ける。	▲ 便所の奥にあると、異性による介助がしにくい。
整備例	③男女兼用	④男子便所のみ
	●80cm以上	
特色	▲ 1カ所しか設けない場合は多目的トイレ [P.71（整備例）] の設置が最適であり、スペースにゆとりがない場合には斜め型も効果的です。	▲ 男子便所の奥のみにあるため、女性利用者や女性介助者が利用しにくい。

(6) 車いす使用者用便房②

車いす使用者用便房のタイプ別特性

▲ 便房のタイプが外からわかるように、戸や出入口付近にわかりやすく表示することが望めます。

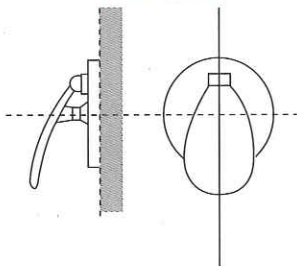
	① 片側型	② 斜め型
整備例	 ●80cm以上 出入口から便器に直線的にアプローチできることが望めます 形式表示例 	 ●80cm以上 形式表示例 
標準的な内法	200cm×200cm以上	210cm×210cm以上
長所	▲ 比較的狭いスペースで設置が可能。 ▲ 便器に向かって片側（上図は右側）からのアプローチ、介助がしやすい。 ▲ 車いす使用者用便房を2カ所以上設ける場合は、左側用・右側用の両方を設けることが望めます。	▲ 左右どちらからでもアプローチ、介助が可能。 ▲ 車いす使用者用便房を1カ所しか設けられない場合に望めます。
短所	❖ 片側からのアプローチしかできない。	▲ 左右のスペースが狭く、車いすを斜めからつける範囲が限られるため、車いす使用者や介助者にやや負担がかかる。
	③ 中央型	
整備例	 ●80cm以上 形式表示例 	
標準的な内法	200cm×300cm以上	
長所	▲ 左右どちらからでもアプローチ、介助が可能。 ▲ 幅広い障害に対応できる。 ▲ 車いすを真横につけられるため、介助者の負担が少ない。	
短所	❖ 紙巻き器を可動手すりに取り付けるため利用しにくい。 ❖ フラッシュバルブや非常用呼び出しボタン等の位置が背面の壁付けになるため使いづらい。	

フラッシュバルブの例

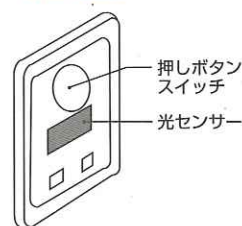


- ⚠ ボタンが飛び出しすぎるとつまづく原因となります。
- ⚠ 上肢の不自由な人が使用する場合や介助者が付き添う場合に有効です。
- ⚠ 車いすの前の車輪で踏んで押す場合もあるため、手すりとの位置関係に注意します。

くつべら式



光感知式

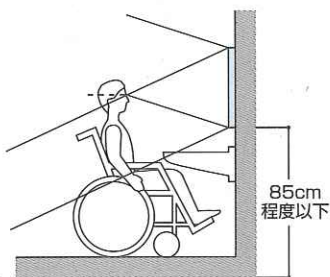


- ⚠ ボタンの凸がわかりにくい形式のものは視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ⚠ 光感知式は、不随意運動をする脳性麻痺の人には利用しにくいことがあります。

便房内の身づくろい用鏡の高さの例

垂直鏡

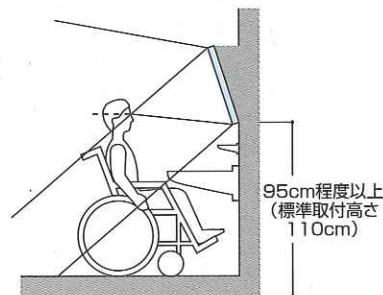
鏡下端を85cm程度以下にできる場合には垂直鏡が望まれます。



- ⚠ 立位での利用を考慮すると垂直鏡の方が望まれます。
- ⚠ 取り付け場所、高さにより形式を選択する必要があります。

傾斜鏡

洗面器の上部に化粧棚を設ける場合や、建築の取合などで、鏡下端が95cm程度以上になってしまう場合には傾斜鏡を設置します。



- ⚠ 立って使用する人には使いづらい面もあります。

便所の表示例



どなたでも自由にお使いください

- ⚠ 便所に至る経路を表示し、また便所の出入口にはシンボルマークを設置して誘導します。
- ⚠ 高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人でも利用できる旨を表示することが望まれます。

その他の設備

便座に座ったまま使える手洗器

- ⚠ 便座に座ったまま使える手洗器は、排泄障害を伴う障害者が排便（指で便をかき出す行為）の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。

おしり洗浄機

- ⚠ 便器に正面からまたがる人がいるため、設ける場合は操作盤を壁面に取り付ける機種にすることが望まれます。

背もたれ

- ⚠ 座位バランスが保ちにくい人が利用する場合に介助者が後ろで支える負担を軽減するため、設置することが望まれます。

汚物入れ

- ⚠ 汚物入れは、一般のものより大きなものとし、車いすに乗ったままでも利用できる位置に設けます。

棚・フック

- ⚠ 便房内の壁には、車いす使用者の利用に支障とならない位置に手荷物などを置く棚やフックを設けることが望まれます。

維持管理上の留意事項

- ⚠ 車いす使用者用便房の中のゴミ箱が、車いす使用者の使用の際のドアの開閉や中での回転、可動手すりの開閉等に支障となることが多いため、ゴミ箱を置く位置に注意する必要があります。

- ⚠ 便座のひび割れや可動式手すり、呼び出しボタン、鍵等の作動について、日常の清掃時に点検をしておく必要があります。

公衆便所の場合

- ⚠ 常時、人がいないことから管理上の問題が起こりやすく、夜間に鍵をかけることが多くあります。しかし、利用者にとって、夜間に利用できなくなることは好ましくないため、照明を明るいものにしたり、いたずら防止の表示をするなどの対策を講じることが望まれます。